

【建築士法の解説】

1 事務所登録（新規登録）（法23条，23条の4）（規則18条）

- ① 他人の求めに応じ、報酬を得て、設計、工事監理などを行うことを業としようとする建築士又は建築士を使用する人は、それぞれ一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、登録を受けなければなりません。
- ② 登録の有効期間は、5年間です。
登録の有効期間の満了後、引き続き、設計等を行うことを業としようとする者は、有効期間満了日の30日前までに申請し、更新の登録を受けなければなりません。（規則18条）
- ③ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、及び暴力団員等が事業活動を支配する者が登録申請者（法人の場合は役員を含む）である場合など、登録が拒否されることもあります。

2 建築士事務所の管理（法24条）

一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所は、それぞれ専任（専任とは常勤で、一般的に他の通常職員と同一勤務時間）の一級建築士、二級建築士又は木造建築士が管理しなければなりません。

建築士事務所を管理する建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括します。管理建築士は、開設者に技術的観点から業務が円滑かつ適正に行われるように、受託可能な業務量、業務期間の設定、建築士・その他技術者の選定・配置・監督、業務委託の検討等、必要な意見を述べなければなりません。

これに対し開設者は、管理建築士の意見を尊重しなければなりません。

3 管理建築士の資格要件（法24条）

管理建築士になるには、建築士事務所での3年以上の設計その他の国土交通省令で定める業務に従事した後、管理建築士資格取得講習を修了する必要があります。

4 業務に必要な表示行為（法20条）

建築士は、設計等を行った場合、下記の事項を行わなければなりません。

- ① 自ら行った設計図書に建築士資格を表示し記名押印すること。
- ② 構造計算により建築物の安全性を確認した場合は、その旨の証明書を委託者に交付すること。
- ③ 工事監理を終了したときは、その結果を文書で建築主に報告すること。（工事監理報告書）
※ 建築主の同意があれば電子通信等の方法での報告も可能です。
- ④ 建築物の設計又は工事監理において建築設備士に意見を聞いた場合も、工事監理報告書への記載が必要です。

5 帳簿（業務台帳）の備付けと図書の保存（法24条の4）（規則21条）

（1）帳簿（業務台帳）の備付けと保存

建築士事務所の開設者は、その業務に関する次の事項を記録した帳簿（業務台帳）を作成し、15年間保存しなければなりません。特に様式の指定はありません。

用紙での保存に替えて、磁気ディスクで保存することも認められています。

- ① 契約の年月日
- ② 契約の相手方の氏名又は名称
- ③ 業務の種類及びその概要
- ④ 業務の終了年月日
- ⑤ 報酬の額
- ⑥ 業務に従事した建築士及び建築設備士の氏名
- ⑦ 業務の一部を委託した場合は、当該委託にかかる業務の概要ならびに受託者の氏名又は名称及び住所
- ⑧ 管理建築士の意見の概要

（2）業務に関する図書の保存

建築士事務所の開設者は、工事監理報告書及び設計図書（施工図などは除かれます。）を15年間保存しなければなりません。

6 標識の掲示（法24条の5）（規則22条）

開設者は、公衆の見やすい場所に下図の標識を掲げなければなりません。

25 cm以上	建 築 士 事 務 所 の 名 称	
	登 録	一級 二級 建築士事務所 木造 宮城県知事登録 第 号
	開 設 者	法人の場合は、商号、代表者の役職名及び氏名 個人の場合は、氏名
	管 理 建 築 士	一級 二級 建築士 氏 名 木造
	登録の有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
40 cm以上		

7 書類の閲覧（法24条の6）（規則22条の2）

建築士事務所の開設者は、次の事項を記録した所定の様式の書類を作成し、設計などの業務を委託しようとする人に閲覧させなければなりません。随時画面に表示したり印字することができれば、用紙での保存に替えて、磁気ディスクで保存することも認められています。

- ① 建築士事務所の名称、所在地
- ② 業務実績（設計や工事監理を行った物件のリスト）
- ③ 所属建築士の資格、氏名
- ④ 所属建築士の業務の実績

8 重要事項の説明（法第24条の7）（規則第22条の2の2）

建築士事務所の管理建築士等は、設計や工事監理の契約を行おうとするときは、書面により、重要事項の説明を行わなければなりません。

その際には、建築士免許証（証明書）を提示しなければなりません。

- ① 設計受託契約にあつては、作成する設計図書の種類
- ② 工事監理受託契約にあつては、工事と設計図書の照合方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法
- ③ 当該設計又は工事監理に従事する建築士の氏名及び級別等
- ④ 報酬の額及び支払いの時期
- ⑤ 契約解除に関する事項
- ⑥ 上記の他国土交通省令で定められた事項

9 書面の交付（法24条の8）

建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理の委託を受けたときは、次の事項を契約書に明記（300㎡を超える建築物の場合は書面による契約が必須）するか、これを明記した書面に開設者が記名押印若しくは署名したものを委託者に交付しなければなりません。

建築主から工事監理者への就任の依頼を受けず、又は工事監理をする意思がないにもかかわらず、建築確認申請書の工事監理者欄に自らの氏名を記入した場合、建築士法に基づく処分の対象となりますので、注意してください。

- ① 建築士事務所の名称、所在地、一級・二級・木造建築士事務所の別
- ② 契約年月日、契約の相手方の氏名又は名称
- ③ 契約の対象となる建築物の概要（建設地・用途・規模等）
- ④ 設計又は工事監理の種類、内容及び方法（工事と設計図書との照合・報告の方法）
- ⑤ 設計又は工事監理の実施期間、設計においては作成する設計図書の種類
- ⑥ 報酬額、支払時期
- ⑦ 契約の解除に関する事項
- ⑧ 業務に従事する建築士、構造設計、設備設計、建築設備士の氏名・資格・登録番号
- ⑨ 設計又は工事監理の一部を再委託する場合は、当該委託にかかる業務の概要及び受託者の氏名又は名称及び住所、建築士事務所の名称・所在地

10 設計等の業務に関する報告書（法23条の6）（規則20条の3）

建築士事務所の開設者は、事業年度毎に次の事項を記載した報告書を作成し、事業年度終了後3か月以内に知事に提出しなければなりません。

- ① 当該事業年度における建築士事務所の業務の実績
- ② 所属建築士の氏名・資格・登録番号及び当該建築士の業務の実績
- ③ 管理建築士による意見の概要

11 定期講習の受講（法第22条の2）

建築士事務所に属する建築士は、3年に1度は法定講習を受講する必要があります。

12 申請書類等のダウンロード

建築士事務所登録の申請書等は、一般社団法人 宮城県建築士事務所協会のホームページからダウンロードすることができます。

○一般社団法人 宮城県建築士事務所協会ホームページ

（ 建 築 士 法 関 係 申 請 書 ダ ウ ン ロ ー ド

<http://www.miyajikyo.com/> ）

関係機関

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

宮城県土木部 建築宅地課 企画調査班

E-mail : kentakp@pref.miyagi.jp

T e l : 0 2 2 - 2 1 1 - 3 2 4 5 F a x : 0 2 2 - 2 1 1 - 3 1 9 1

建築士免許の登録、免許証明書発行等に関すること

〒983-0862 仙台市宮城野区二十人町301-3

宮城県建設業国民健康保険組合会館5階

一般社団法人 宮城県建築士会

E-mail : miyagishikai@kenchikushi.or.jp

ホームページ : <http://www.kenchikushi.or.jp/>

T e l : 0 2 2 - 2 9 8 - 8 0 3 7 F a x : 0 2 2 - 2 9 8 - 8 0 3 8

○建築士事務所登録、登録簿の閲覧等に関すること

〒980-0011 仙台市青葉区上杉二丁目2-40

一般社団法人 宮城県建築士事務所協会

E-mail : jimukyoku@miyajikyo.or.jp

ホームページ : <http://www.miyajikyo.com>

T e l : 0 2 2 - 2 2 3 - 7 3 3 0 F a x : 0 2 2 - 2 2 3 - 7 3 1 9